

自動車関連産業チャレンジオフィス設置支援事業補助金 募集要領

令和 8 年 7 月 7 日

商工観光労働部企業振興課先端技術産業推進室

1 目的

自動車関連産業における新規参入、取引拡大及び物流効率の向上を目的に、企業が県外に新たな拠点（以下「県外新規拠点」という。）を設置する際に必要となる経費の一部を支援します。

2 事業内容等

（1）補助対象者

- ① 宮崎県内に本店又は主たる事業所を置く者で、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 2 条第 1 項に規定する旧有限会社を含む。）であること。
- ② 日本標準産業分類の大分類で定める製造業を営む企業で、自動車関連産業の事業において複数の企業で連携して取引しようとする者又は自動車関連産業の事業に新規参入しようとする過去に県外拠点を有したことがない者。

（2）補助対象経費及び補助率等

補助金の交付の対象となる経費は、県外新規拠点の設置に伴い必要となる、賃料並びに当該賃料に係る共益費及び駐車場使用料（いずれも契約開始日の属する月から起算して 6 ヶ月分を上限とする）とします。また、補助対象となるのは、交付決定を受けた年度の 3 月までの経費とします。それらの経費についての補助率は 2 分の 1 以内（1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）、補助上限額は 1 拠点当たり 42 万円とします。ただし、補助対象となる県外新規拠点は、1 社につき当該年度中に 1 拠点までとします。

なお、既存拠点の移転に伴うものは補助対象外とします。

（3）予算額

2, 9 4 0 千円

（4）事業実施期間

交付決定日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※ 交付決定日以降に契約し、令和 9 年 3 月 31 日までに支払いが完了した経費が補助対象となります（契約等が補助事業実施期間中であっても、口座からの引き落としが補助事業実施期間外であれば、補助対象外となります。）。

（5）申込資格

- ① 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- ② 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県

内に居住している者に限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

- ③ 事業者の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- ⑤ 宮崎県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- ⑦ その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

3 手続の流れ

(1) 補助金交付申請【申請者→県】

申請に必要な書類を県に提出してください（必要書類の詳細は、「4 補助金等交付申請書等の提出」を参照）。

(2) 審査、交付の決定通知【県→申請者】

県において提出書類を審査し、補助金の交付決定を通知します。

(3) 補助事業の実施【申請者】

交付決定の日から事業実施が可能となります。また、令和9年3月31日までに事業を全て完了させる必要があります。

(4) 実績報告【申請者→県】

補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに事業実績書（自動車関連産業チャレンジオフィス設置支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）様式第1号）等を提出してください。

(5) 補助金交付額の確定【県→申請者】

県において内容を精査した上で、確定通知を送付します。

(6) 補助金請求書の提出【申請者→県】

確定通知が届いたら、請求書を速やかに提出してください。

(7) 補助金の支払【県→申請者】

請求書に記載された口座に補助金を振り込みます。

4 補助金等交付申請書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を各1部提出してください。

- ① 補助金等交付申請書（別記様式）

- ② 事業計画書（要綱様式第1号）
- ③ 収支予算書（要綱様式第2号）
- ④ 納税証明書（県税に未納がないことの証明（個人県民税及び地方消費税を除く。））（交付申請日から3か月以内のもの。写しでも可。）
※ 事業所所在地の県税・総務事務所で取得してください。
- ⑤ 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（要綱様式第3号）
- ⑥ 誓約書（要綱様式第4号）
- ⑦ 法人登記簿謄本
- ⑧ 補助対象経費の根拠資料（県外新規拠点の家賃等見積りなど）
- ⑨ その他知事が必要と認める資料

（2） 提出方法等

- ・ **提出方法** メール又は郵送により提出してください（メール提出の場合は必ず送信する旨の電話連絡を行ってください）。
- ・ **提出先** 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県商工観光労働部 企業振興課 先端技術産業推進室
E-mail : sentangijutsu@pref.miyazaki.lg.jp

（3） 申請受付

募集開始の日から令和8年12月31日まで。ただし、先着順で審査を行い、予算の上限に到達したときは、受付を終了します。

5 申請に当たっての留意点等

- （1） 申請者の関係会社（親会社、子会社、同一支配関係にある会社等を含む）等を契約の相手方（県外新規拠点の貸主）とすることはできません。
- （2） 補助対象者は企業となります。従業員個人等からの申請は受け付けられません。また、補助金の振込先口座として個人の口座を指定することはできません。
- （3） 交付決定より前に契約した場合の賃料等、敷金等の返金を前提とされている経費及び事業期間内に退去した場合に返金された日割り賃料分等の経費は補助対象となりません。
- （4） 提出書類に不明な点がある場合は、申請者に質疑や追加資料の提出を求めることがあります。
- （5） 提出された書類は返却しません。
- （6） 提出書類の作成及び提出など補助金申請等の事務に係る費用は、全て申請者の負担とします。

6 補助事業の実施に当たっての注意事項

- （1） 販路開拓コーディネーター（※）に事業計画書等を提出し、伴走支援を受けてください。
- （2） 県外新規拠点を借り上げ後、速やかに賃貸借契約書の写し及び内観、外観の写真を提出してください。
- （3） 県外新規拠点における取引実績（件数、金額）について、契約期間満了後最大3箇年は調査を依頼する予定ことがありますので、協力してください。

- (4) 帳簿及び証拠書類（原本）は、補助事業の完了年度の終了後 5 年間、いつでも閲覧できるように保存してください。

※ 販路開拓コーディネーター

県が県内自動車産業関連企業の販路開拓を支援するため、一般社団法人宮崎県工業会に配置しているコーディネーター。県内自動車産業関連企業の情報収集・発信、北部九州における企業情報等の収集、県内自動車産業関連企業が出展する商談会等への支援など、県内自動車産業関連企業の取引拡大や販路拡大の支援を行っている。

7 問合せ先

宮崎県 商工観光労働部 企業振興課 先端技術産業推進室

〒880-8501 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

電 話：0985-26-7101

F A X：0985-32-7322

E-mail：sentangijutsu@pref.miyazaki.lg.jp